

# 令和6年度地域包括支援センター 運営方針（案）の概要



令和6年3月1日

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課



## 基本方針

P1

- 各取組を通じ、「札幌市高齢者支援計画2024」の基本目標『いくつになっても住み慣れた地域で希望と生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるまちづくり』の実現を目指す。
- 国が示す評価指標に基づき、業務の現状を明らかにするとともに、効果的かつ効率的な実施に留意する。
- チームアプローチと専門職の専門性の発揮し得る体制を整備し、対応力の向上を図る。
- センター長は、センター内の業務・人材管理（離職防止、人材育成）、地域の関係組織や団体との連携窓口機能を担う。

## 取組項目

P1

- (1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化
- (3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進
- (4) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び地域住民、関係機関との介護予防・自立支援に関する意識の共有



それぞれの取組項目において実施する内容を「重点取組項目」と「基本取組項目」に分類し、札幌市として特に重点的に取り組んでいただきたい内容を明確化



### 重点 ア 地域における認知症高齢者への支援の体制強化

モデル事業(中央・東・白石・厚別・手稲区の13センターにオレンジコーディネーターを配置)

#### 札幌市における「チームオレンジ」の体制を構築

- ステップアップ講座の企画・開催
- スマイルオレンジチーム(常設の普及啓発活動の場)の設置・運営(週2回)
- 拠点のない個別マッチング
- 様々な形での複数のチームの立ち上げ支援
- 地域への普及啓発



令和6年1月  
「共生社会の実現を推進する  
ための認知症基本法」施行

#### チームオレンジの体制構築に向けた基盤整備の推進

(オレンジコーディネーター非配置センター:北・豊平・清田・南・西区)

- キャラバン・メイトや認知症介護指導者、札幌認知症の人と家族の会等と連携し認知症サポーター養成講座を実施
- 地域アセスメントの結果を踏まえた認知症高齢者の支援体制の整備、地域住民等による主体的な活動への支援

### 重点 イ サービス未利用者等への支援

- 要支援認定を受けているサービス未利用者に対しアプローチを行い、介護予防活動等に積極的につなぐ

モデル事業(北・清田・豊平・南・西区の14センターにフレイル改善マネジャーを配置)

\* 令和5年度に実施したモデル事業(北区3センター)を拡大  
要支援認定を受けている全てのサービス未利用者へのアプローチを実施





### 重点 ウ 家族介護者支援の強化 \*

家族介護者からの相談を分析、関係機関や地域組織からの積極的な情報収集、専門機関への引継ぎ  
男性介護者のつどい(ケア友の会)の実施



### 重点 エ 高齢者の権利擁護に関する普及啓発及び関係機関との連携の強化 \*

高齢者虐待の発生予防および権利擁護が必要な高齢者の早期発見・早期対応に向けた普及啓発  
消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供  
消費者被害に関する相談について、消費生活に関する相談窓口や警察等と連携して対応

### 基本 ア 総合相談支援の充実 \*

高齢者の総合相談窓口としてワンストップサービスに努める  
相談者、相談経路、相談内容等の分類化、経年分析等を行い、分析結果に応じた実践力の向上に向けた取組を実施

### 基本 イ 認知症初期集中支援推進事業の積極的活用

認知症高齢者の早期支援体制を構築

### 基本 ウ 高齢者虐待のアセスメント能力の向上に向けたセンター内での取組及び体制の強化

センター内での取組みにより、高齢者虐待の対応力向上を図る



## 取組項目(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

P17~

### 重点 ア 介護支援専門員のニーズに基づく支援\*

多様な関係機関・関係者との意見交換の場の設定  
実践力向上に向けた研修及び事例検討会の実施  
介護支援専門員同志のネットワーク構築に向けた支援



### 重点 イ 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

地域全体のケアマネジメントの質の向上のため、主任介護支援専門員と連携  
主任介護支援専門員同士のネットワーク構築に向けた場の設定や研修会の開催

### 基本 ア 介護支援専門員と医療機関の連携強化に向けた取組の実施

連携がよりスムーズになるよう、介護支援専門員の支援に資する取組を行う

### 基本 イ 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備に向けた取組の実施\*

介護支援専門員から受けた相談事例の内容を経年的に把握・分析





## 取組項目(3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進 P22～

### **重点 ア 介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進に向けた取組\***

センターごとに個別地域ケア会議の運営方針及び年間計画を作成、開催回数は年12回以上  
会議開催のメリットや成果等を共有し、積極的な活用を促す

### **重点 イ 自立支援型個別地域ケア会議の積極的な実施\***

多様な専門職の助言を踏まえて高齢者1人1人の支援方法を検討  
介護支援専門員やサービス事業者等に積極的に参加を依頼し、自立支援・重度化防止に向けた意識の共有を図る

### **基本 ア 個別地域ケア会議の目的に沿ったケース選定**

会議で取り上げることが有効だと考えられる事例をセンター内で協議の上、選定

### **基本 イ 参加者との情報共有\***

議事録や検討事項の共有、モニタリングのフィードバックを実施

### **基本 ウ 地域課題の抽出に向けた個別地域ケア会議の評価の実施**

会議後は振り返りを行い、当該会議が担った機能の確認や地域課題の抽出に向けた検討を実施

### **基本 エ 地域づくり・資源開発に向けた事例選定、及び地区・区地域ケア推進会議、生活支援体制整備事業との連動に向けた取組\***

地域資源の発掘や開発に向けた検討につながる事例を年1事例以上会議開催

地区地域ケア会議・区地域ケア推進会議の開催に向けた検討、生活支援体制整備事業における取組につなげる検討を実施





## 取組項目(4) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び地域住民、関係機関との 介護予防・自立支援に関する意識の共有 P28～

### **重点** ア 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた取組 \*

適切なアセスメントを行い、自立支援の考えに基づきプランを作成  
予防給付等対象サービス以外をプランに位置付け  
研修や職員同士でのケアプラン確認等の取組を実施

### **重点** イ 地域住民や関係機関との自立支援に向けた課題や意識の共有 \*

介護予防ケアマネジメントを通じて把握した利用者ニーズや課題を地域住民や関係機関と共有  
介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座や地域ケア会議等による普及啓発  
市地域ケア推進会議で作成されたリーフレット等を関係機関等と連携して有効活用



### **基本** ア 利用者のセルフケアの推進に向けた支援 \*

センター内で重点的に取組を行う内容や手法を検討し、センター全職員が共通して取組を実施

## 地域包括支援センターの運営における留意事項 P32～

### (1) 行政機関としての責務等

### (2) 職員の資質向上 \*

全ての職員の外部研修への参加、センター内での研修や事例検討会等資質向上に向けた取組の実施

### (3) 個人情報の管理 \*

個人情報保護マニュアルの準備、管理簿による情報管理、漏えい時の対応

### (4) 保険の加入



## 地域包括支援センターの運営における留意事項 P32～

- (5) **利用者の満足度向上 \***  
苦情対応の体制整備、各センターのホームページにおいて夜間・早朝や平日以外の相談受付先を周知
- (6) **関係機関とのネットワーク構築 \***  
在宅医療・介護連携推進事業における窓口との連携、医療関係者との合同の事例検討会や講演会等に参加
- (7) **地域アセスメントの実施**
- (8) **地域包括支援センターの事業計画と評価 \***  
事業計画の策定及びセンター内での共有・取組の確認、最重点取組項目の選定、中間・期末の評価と改善の実施
- (9) **公正・中立性の確保 \***  
運営協議会での意見を踏まえ、適切な運営に関する評価を行うための資料提出や報告の実施  
下記に示すケアプラン担当上限数、再委託要件、占有率に基づき、適正に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施

### 【介護予防ケアプラン（総合事業ケアプラン含む）担当上限数】

専門職員：40件以下/人※再委託を除く

センター長：30件以下/人（目安）

フレイル改善マネジャー及びチームオレンジコーディネーターとして配置されている専門職員：20件以下/人  
※職員それぞれの担当件数は、毎月確認

### 【同一法人内の居宅介護支援事業所への再委託】

同一法人の指定居宅介護支援事業所による作成数が占める割合は50%を上限

### 【介護予防ケアプラン（総合事業ケアプランを含む）に位置づける介護予防サービス事業所の占有率上限】

紹介率最高法人の占有率は50%を上限（正当な理由がある場合を除く）

要介護者に対し居宅介護支援事業所の紹介を行う際にも公正・中立性の確保に留意